

はじめに

- 1 死後事務委任契約
- 2 他の契約や制度による死後事務の対応について
- 3 死後事務委任契約の利用実態
- 4 死後事務委任契約の流れ
 - 【チェックリスト】
 - 【モデル条項<死後事務委任契約書>】

第1章 死後事務委任契約締結時の落とし穴

1 本人の意思能力の有無

- 【1】委任者の意思能力がなくても推定相続人が承諾していれば死後事務委任契約は締結してもよい!?
- 2 死後事務委任契約の内容
- 【2】委任契約は委任者の死亡で終了するため、死後事務委任契約は効力を有しない!?
- 【3】死後事務委任契約の受任者は、委任事務に違反した場合には必ず損害賠償責任を負う!?
- 【4】長期にわたる死後事務であっても委任事務とすることはできる!?
- 【5】死後事務委任契約の内容は自由に決めてよい!?
- 【6】死後事務委任契約の受任者は、委任事務の履行を他人に任せることはできない!?
- 【7】「全ての財産を相続人に相続させる」という遺言書があっても問題なく死後事務委任契約を受任できる!?

3 死後事務委任契約の内容の理解

- 【8】死後事務委任契約の内容を読み聞かせなければならない!?
- 4 親族等協力者の存否及びその協力の有無
- 【9】契約の締結に当たっては、推定相続人を関与させる必要はない!?
- 5 その他
- 【10】任意後見人は死後事務を行うことができる!?
- 【11】成年後見人が行うことができる死後事務には何がある!?
- 【12】法人は死後事務委任契約の受任者になることはできない!?
- 【13】死後事務委任契約は公正証書によって作成しなければならない!?
- 【14】受任者が行う死後事務の処理状況を監督する方法はない!?

第2章 死後事務委任契約履行時の落とし穴

1 契約締結後、委任事務履行前後の報告

- 【15】委任者が死亡した事実を把握することが遅れても問題はない!?
- 【16】受任者は、死後事務委任契約締結後、委任者又は委任者の相続人に対し、定期的に連絡・報告をする必要はない!?
- 【17】死後事務を遂行する際に、委任者の相続人への通知や連絡は不要!?

2 葬儀・法要に関する事務

- 【18】成年後見人と死後事務委任契約の受任者のいずれもが葬儀の手配をしていた場合に、どちらが優先する!?
- 【19】葬儀会社に任せておけば問題なく火葬までできる!?

3 行政官庁等への届出に関する事務

- 【20】受任者は、死後事務委任契約を根拠に行政官庁等への届出ができる!?

4 病院・施設・自宅の処理に関する事務

- 【21】死後事務委任契約に相続債務の弁済の定めがなくとも医療費や老人ホーム等の施設利用料等は精算してよい!?

- 【22】死後事務委任契約を根拠として委任者の父母の写真や遺影を廃棄してもよい!?
- 【23】死後事務委任契約を根拠として高級腕時計を引き渡すことは問題ない!?

- 【24】死後事務委任契約を根拠に、電気、ガス、水道等の利用契約その他の継続的な役務提供契約の解約等の手続を履行できる!?
- 【25】死後事務委任契約の受任者は、委任者が賃借していた自宅の明渡しを問題なく履行することができる!?

5 ペットに関する事務

- 【26】死後事務委任契約の受任者はペットの引取先を自由に決められる!?

6 預貯金等の処理に関する事務

- 【27】死後事務委任契約の受任者は証券口座を解約できる!?

7 報酬・諸費用の支払に関する事務

- 【28】死後事務委任契約において受任者は報酬を請求できる!?
- 【29】死後事務委任契約の受任者は自らの報酬を委任者の預り金から支出できる!?

- 【30】死後事務に要する費用は受任者が立て替える必要がある!?
- 【31】死後事務委任契約を締結する際に預託された預り金に余剰又は不足が生じた場合はどうすればよい!?

第3章 死後事務委任契約終了時の落とし穴

- 【32】死後事務委任契約の受任者が死亡したとしても当該契約は終了しない!?

- 【33】死後事務委任契約は、いつでも解除できる!?
- 【34】履行不能な委任事務が含まれていた場合には、契約を解除できる!?

- 【35】受任者は、死後事務委任契約における委任事務の終了に当たって、金銭や物品等の返還、報告の必要はない!?

- 【36】死後事務委任契約の受任者は相続財産清算人の選任を申し立てることができない!?

事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

誤解・誤認による「思わぬ不具合」を防ぐ!

実務家が陥りやすい
死後事務委任契約の落とし穴

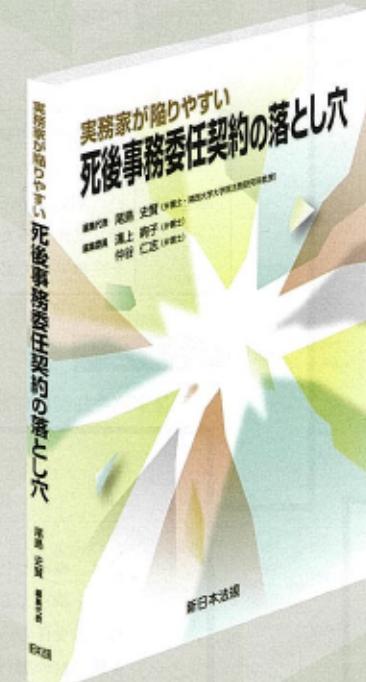
編集代表

尾島 史賢（弁護士・関西大学大学院法務研究科教授）

編集委員

溝上 純子（弁護士）

仲谷 仁志（弁護士）



A5判・総頁202頁

定価2,750円（本体2,500円）

送料410円

ISBN978-4-7882-9237-6

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00～16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www sn-hoki.co.jp/>E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

<電子版>

定価 2,530円(本体 2,300円)

総合法令情報企業として社会に貢献


新日本法規出版


【7】「全ての財産を相続人Bに相続させる」という遺言書があっても問題なく死後事務委任契約を受任できる!?

弁護士Xは、Aとの間で死後事務委任契約を締結することを検討していたところ、Aが「全ての財産を相続人Bに相続させる」という内容の遺言書を作成していることが判明した。Xは、問題なく死後事務委任契約を受任できるか。

POINT

- 受任者が死後事務に要する費用を支出することは、委任者の相続人の相続財産を減少させることや、委任者の相続人に対して費用の支払義務を負わせることにつながり得る

誤認例 全ての財産を特定の相続人に相続させるという内容の遺言書があっても、死後事務委任契約を問題なく受任できる。

本当は 受任者と相続人との間で利害関係の対立が生じ得るため、死後事務委任契約を受任するに当たっては慎重な検討が必要である。

解説

1 委任者の死亡による法的効果

任者に対して依頼しておく契約です。そのため、委任者が死亡した時点から、具体的な委任事務の履行が開始することになります。

他方、委任者が死亡することによって、民法上、被相続人である委任者について相続が開始することになります(民882)。相続の効力として、相続人は被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することになります(民896本文)。

2 委任者の死亡と死後事務に要する費用との関係

死後事務に要する費用については、委任者の生前に前払を受け、預かり、保管しておく方法と、受任者が立て替えて精算する方法があります([30][35]参照)。

このうち、前者の方法をとっていた場合、委任者が受任者に対して預けていた金銭の返還請求権については、「被相続人の財産に属した一切の権利」に含まれるため、委任者の相続人がその権利を承継することになります(民896本文)。したがって、受任者が預かっていた金銭を委任事務の履行のために支出することは、同時に、相続人の相続財産を減少させることにつながるため、受任者と相続人との間で利害が対立し得ることになります。

同様に、後者の方法をとっていた場合、委任者の相続開始時までに受任者が立て替えた金銭については、「被相続人の財産に属した一切

[29] 死後事務委任契約の受任者は自らの報酬を委任者の預り金から支出できる!?

Xは、知人Aの依頼を受けてAの死後事務を履行する内容の死後事務委任契約を締結した。Xは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から支出することができるか。

POINT

- 受任者には委任者の財産を処分する権限はない
- 死後事務委任契約に定めておけば、受任者は委任者からあらかじめ報酬相当額を預かった上で当該預り金から自らの報酬を支出することが可能である

誤認例

死後事務委任契約の受任者であるXは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から当然に支出することができる。



本当は

死後事務委任契約の受任者であるXは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から当然に支出することができない。Xは、Aから報酬相当額を預かり、当該預り金から報酬を支出するためには死後事務委任契約においてその旨を定めておく必要がある。

解説

1 死後事務委任契約における報酬の請求時期と請求先

者は、原則として無報酬とされており、契約に定めがある場合のみ、報酬を請求することができます(民648①)。また、死後事務委任契約における受任者の報酬は、請求する時期が契約に定められていない場合、委任事務の履行が完了して初めて請求することができます(民648②) ([28]参照)。

そのため、受任者は、委任事務の履行完了後、委任者の地位を承継した相続人は相続財産清算人、遺言執行者(遺言で遺言者の債務の弁済後の残金を相続させる(遺贈する)場合、いわゆる清算型遺贈の場合)に対して報酬を請求することになります。受任者は、委任者の財産を処分する権限を有していないため、委任者の財産から報酬を当然に支出することはできません。

2 預り金による報酬処理の有用性

死後事務委任契約においては、受任者は委任者から死後事務に要する費用を預かることができ、その場合は、預り金から当該費用を支出することができます([30]参照)。

死後事務に要する費用と同様に、死後事務委任契約における受任者の報酬相当額を預かること

において、報酬を預り金か
とで、受任者は預り金から
委任者の地位を承継した
記のいわゆる清算型遺贈の

[33] 死後事務委任契約は、いつでも解除できる!?

弁護士Xは、Aとの間で死後事務委任契約を締結していた。Aの死亡後、委任事務の履行前に、Aの相続人から、死後事務委任契約の内容に納得がいかないとして契約解除の通知が送られてきた。Xは、どのように対応すべきか。

また、死後事務委任契約をA自身が生前に解除することはできるか。

POINT

- 委任者は、原則として、いつでも死後事務委任契約を解除できるが、委任者の相続人からの解除は制限される場合が多い

誤認例

死後事務委任契約は、委任契約である以上、委任者、委任者の相続人、受任者いずれの立場からであっても、いつでも解除が可能である。

本当は

死後事務委任契約の明示又は黙示の解除制限特約により、委任者の相続人からは契約を解除することができない場合が多い。

解説

1 委任者からの解除の可否

①)。このため、委任者自身が、生前、死後事務委任契約を解除することは可能です(民651①)。ただし、契約上、明確に解除が制限されている場合は、この定めに従います。

2 委任者の相続人からの解除の可否

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します(民896)。

そうだとすると、相続人は、承継した委任者の地位に基づき、いつでも委任を解除することができるとも思われます。

しかし、死後事務委任契約は、委任者の死亡後に役務を提供することを契約の内容とするものですので、委任者の相続人が自由に契約を解除できるとすれば、死後事務委任契約の実益がなくなり、委任者の意思に反することになります。また、予期せぬ解除により受任者の利益を害することにもなりかねません。

そこで、死後事務委任契約を締結する際に、委任者の相続人からの解除を一定の事由が生じた場合に制限する旨の条項を設けることが一

